

暴力団排除は みんなの手で

平成27年4月1日施行



恵庭市暴力団排除条例を 制定しました

市民の安全で平穏な生活を確保して、社会経済活動の健全な発展を推進しましょう

暴力団に関する相談窓口

0123-42-0110

千歳警察署

暴力団排除条例に関すること

0123-33-3131

恵庭市役所生活安全課

恵庭市暴力団排除条例の 基本となる考え方



暴力団を恐れない！
暴力団に対して資金を提供しない！
暴力団を利用しない！

条例の主な内容

公共事業等に 係る措置

暴力団員や暴力団関係事業者を、公共事業等の入札に参加させない等、市の事務事業から排除します。

公の施設に係る措置

市の施設が暴力団の活動に利用されないようにします。

市民の禁止行為

市民は債権回収や紛争解決等に、暴力団の威力を利用してはいけません。また、威力利用の目的等で、暴力団員に利益を供与してはいけません。

事業者については**北海道暴力の排除の推進に関する条例**が定められています

主な
内容

- ①暴力団（員）の威力を利用する行為を禁止
- ②暴力団（員）へ財産上の利益供与を禁止
- ③契約書面への「暴力団排除条項」及び「契約解除条項」の導入